令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害 むつ市災害ボランティアセンター

活動報告書

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会

目 次

	発刊にあたって むつ市社会福祉協議会会長 遠藤 雪夫・・・・・・・・2	,
	ごあいさつ むつ市長 宮下 宗一郎・・・・・・・・・・・3	,
1	むつ市の被害概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
2	むつ市の被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・5	,
3	むつ市の被害額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	,
4	むつ市の被害状況写真・・・・・・・・・・・・・・・・7	
5	むつ市災害ボランティアセンターの開設・・・・・・・・・・8	,
6	災害ボランティアセンターのポイント・・・・・・・・・・1()
7	災害時相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	L
8	災害ボランティアセンター組織図・・・・・・・・・・・・・12	2
9	災害ボランティアセンター各班の役割・・・・・・・・・・・・13	3
10	情報発信について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	1
1	ボランティアの活動状況について・・・・・・・・・・・・15	5
12	むつ市との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20)
13	災害ボランティアに登録、活動いただいた皆様・・・・・・・・・・22	2
14	センターの運営を支援していただいた社会福祉協議会の皆様・・・・・・・23	3
15	物資を御提供いただいた皆様・・・・・・・・・・・・・・23	3
16	災害ボランティア活動風景・・・・・・・・・・・・・・・24	1
	御支援いただいた皆様から・・・・・・・・・・・・・・・・・26	3
	災害ボランティアセンターの運営における課題と今後に向けて・・・・・・34	1
	結びに むつ市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・36	3

発刊にあたって

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会

会長 遠 藤 雪 夫



令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害により、被災された皆様に心から御見舞い申し上げます。

これまでの台風で比較的大きな被害を受けてこなかったむつ市民にとりまして、本豪雨では予想を超える雨量による河川の氾濫、道路の冠水、橋の崩落、土砂や泥水に浸かった 光景は、今も私たちの心に強く焼き付いています。

この広範囲に及ぶ被害状況のなか、むつ市社会福祉協議会ではむつ市からの要請により 災害発生の翌朝から役職員一丸となり、むつ市災害ボランティアセンターの開設準備を行 うこととなりました。

本会では、他県への被災地には災害ボランティアセンターの運営スタッフとして、職員を派遣しておりましたが、このような災害ボランティアセンター設置は未経験であり、手探りでのスタートとなりましたが、開設支援にいち早く駆けつけていただきました青森県社会福祉協議会の皆様から、センター立ち上げに向けた適切な助言をいただくことで、センター開設・ボランティア受入を開始することができました。

しかしながら、新型コロナウイルス禍であったことから、開設当初はボランティアの受入を市内のむつ地区及び大畑地区住民に限定することとなりましたが、平日のボランティア受入が思うように伸びず、受入をむつ下北郡内の市町村民に広げセンター運営に当たっておりました。

その結果、むつ下北地区から延べ442名のボランティアの皆様が、災害ボランティア活動にお越しいただきました。盛夏から残暑の過酷な環境下での支援活動を懸命に続けていただき、心から感謝を申し上げます。

また、県内市町村社会福祉協議会から災害ボランティアセンターの運営スタッフとして活動いただくとともに、全国各地から資機材及び飲料等の御寄贈を賜り、多くの皆様の御支援があって9月30日までのセンター閉鎖まで、無事に活動できましたことに重ねて御礼を申し上げます。

本報告書では、開設から担当職員が感じた課題も含めて災害ボランティアセンターの運 営の概要をまとめました。関係する皆様の御参考となれば幸甚に存じます。

結びに、本報告書に御寄稿いただきました皆様、資料を御提供いただきました皆様に衷心より感謝申し上げますとともに、地域福祉のまちづくりは道半ばですので本会への変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げ、刊行のあいさつといたします。

令和4年8月

ごあいさつ

むつ市長 宮 下 宗一郎



令和3年8月、当市にとっては、過去これまでに例がないほどの甚大な被害をもたらした災害が発生いたしました。「令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害」であります。8月9日からの大雨により、当市と風間浦村では、複数の場所で土砂崩れが発生し、大畑町赤川村地区においては小赤川橋が崩落いたしました。その結果、下北半島の大動脈であります国道279号が分断され、風間浦村の住民の方も合わせて700名以上の方々が孤立化するという、これまでに経験したことのない非常事態に見舞われたところであります。

被災された皆様の命を守り、安全で安心して暮らせる日常を一日でも早く取り戻せるよう、市といたしましては、国や県などの関係機関やボランティアの皆様から御支援と御協力をいただきながら、復旧・復興活動に取り組んでまいりました。

その中でも、ボランティアの皆様の活動は、非常に心強く、この度の災害では、むつ市 社会福祉協議会様の御協力のもと、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置し、被 災された皆様の生活復旧のため、家屋の泥出しや粗大ゴミ等の搬出作業を行っていただき ました。

この場をお借りし、災害ボランティアセンターの設置に御協力いただいたむつ市社会福祉協議会様、そして、被災された皆様の復旧支援のため活動されたボランティアの皆様に対しまして、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

今後におきましても、被災された皆様が笑顔で暮らせる日常を一日も早く取り戻せるよう、そして、むつ下北の皆様が安全で安心して、この地域で暮らし続けていけるよう、引き続き関係機関、そして地域の皆様と連携・協力しながら、社会福祉の充実に向けた取組を進めてまいります。

今回、発刊される事業報告書は、これまでの御支援や御協力をいただいたボランティアの皆様への感謝の気持ちとともに、防災意識を保持し、ボランティアの育成・啓蒙始め、本市職員の災害対応能力の向上に繋がるものと確信しております。

結びになりますが、本事業報告書を作成いたしましたむつ市社会福祉協議会の皆様や各関係団体の皆様、支援を頂きましたボランティアの皆様方の益々の御発展と、御多幸をお祈り申しあげましてあいさつとさせていただきます。

令和4年8月

むつ市の被害概況

災害名: 令和3年8月9日むつ市・風間浦村豪雨災害

発 生 日 : 令和3年8月9日(月)



災害直後の赤川地区

主な経緯

	100		/ IT \
· ·		(U)	(月)
\circ		~	

23:02 大雨、洪水警報発表

8月10日(火)

- 2:30 土砂災害警戒情報発表
- 5:07 小赤川橋崩落(県からの情報)
- 5:35 高齢者等避難発令(小目名、高橋川)
- 6:30 土砂災害の避難指示発令(赤川村、佐助川、木野部、釣屋浜、二枚橋、孫次郎間、湯坂下)
- 6:40 洪水の避難指示発令(中島、新町、湯坂下、小目名)

8月11日(水)

9:10 土砂災害警戒情報解除

赤川村を除き避難指示、高齢者等避難解除

8月22日(日)

9:00 赤川村の一部を除き避難指示解除

9月10日(全)

18:00 避難指示全面解除

降雨の状況



※むつ市提供

2

むつ市の被害状況

公共土木施設被害 : 河川、水路氾濫 5箇所

河川、水路被害13箇所道路冠水11箇所道路被害4箇所農道被害1箇所農業用水路被害2箇所林地被害1箇所

青森県管轄 : 橋梁被害 1箇所

道路被害 5箇所

下北森林管理署管轄 : 林道通行不能 約33路線

生産施設被害 : ビニールハウス冠水 14棟

ビニールハウス屋根ビニール全破損 1棟

ニジマス等養殖施設土砂流入 1件 さけ・ますふ化場施設土砂流入 1件

船外機船 3艘転覆、1艘損傷 小型定置網 流木の漂着 3件

店舗・事業所被害 : 店舗、事業所への泥水流入 38件程度

家屋被害 : 床上浸水 81件程度

床下浸水 347件程度

最大避難者数

避難所	大畑小	二枚橋小	自然の家	小目名地区 公民館	赤川 八幡宮等	大畑中学校	計
日付	8月10日	8月10日	8月10日	8月10日	8月10日	8月10日	_
時間	11:00	12:00	10:00	8:00	10:00	12:00	-
避難者数	81	56	44	11	28	23	243

※むつ市提供

むつ市の被害額

項目	被害額(千円)	被害額(千円)	箇所数等
公共土木施設関係			
	県管理河川	58,000	3箇所
	県管理砂防	62,000	2箇所
	県管理道路	188,500	10箇所
	県管理橋梁	411,000	10箇所
	市管理河川	538,000	8箇所
	合計	1,257,500	
農業関係			
	農作物	9,063	約0.82ha
	農業生産施設	5,521	8件
	農地・農業用施設	26,000	5箇所
	合計	40,584	
林業関係			
	林地崩壊	20,000	1 箇所
	合計	20,000	
水産業施設			
	養殖施設	36,200	1箇所
	さけますふ化施設	14,474	1箇所
	定置網	8,000	4か統
	小型漁船	2,750	3艘
	漁港海岸流木漂着	50,000	2箇所(約2.3km)
	合計	111,424	
商工業関係			
	建設業	16,000	4件
	製造業	200	2件
	卸売業・小売業	42,950	14件
	宿泊業・飲食サービス業	8,380	8件
	生活関連サービス業・娯楽業	4,250	8件
	情報通信業	7,600	1件
	教育・学習支援業	_	1件
	合計	79,380	
			※むつ市提供

※むつ市提供

4

むつ市の被害状況写真



※むつ市提供

むつ市災害ボランティアセンターの開設

【むつ市災害ボランティアセンターの開設の経緯及び経過】

むつ市社会福祉協議会では、むつ市と委託契約した「むつ市災害ボランティアセンター における市民生活復旧支援事業業務委託 (以下「業務委託」という。)」に基づき、市からの 要請によりむつ市災害ボランティアセンターを開設し、運営及び活動を行った。

また、青森県社会福祉協議会のほか、県内市町村社会福祉協議会、平成27年に締結した「むつ下北地域社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づく、下北地域の大間町・東通村・風間浦村・佐井村社会福祉協議会など多くの関係機関・団体の支援を得て、被災者ニーズ調査や災害ボランティアの受付、登録、派遣等の一連の災害ボランティア活動を行った。

災害ボランティアセンターを設置した旧中島児童館は、電気、水道、電話回線を停めていたことから、この手続きに日数を要することとなったが、発災から7日後の8月16日にニーズ調査とボランティア受付を開始することができた。

災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る費用は、業務委託契約に基づきむつ市が負担したほか、青森県共同募金会からの支援資金や多くの皆様から寄せられた資機材等を充てている。

日 付	内 容
8月11日(水)	○むつ市から業務委託に基づく災害ボランティア設置要請
8月13日(金)	○むつ市と業務委託契約
8月16日(月)	○ニーズ受付、ボランティア募集を開始 ○運営スタッフへ情報提供として「かわら版 (No.1)」を発行
8月17日(火)	○災害ボランティアセンターを開設し、派遣を開始する 受付時間 午前8時30分から午後5時まで 活動時間 午前9時から午後3時まで ○ニーズ受付、ボランティア募集のチラシを地方紙全紙(朝刊)に折り込む
8月21日(土)	○大畑町赤川地区にボランティア派遣を開始する
8月24日(火)	○ボランティアの受入を下北郡内に拡大○小赤川の三日橋(仮橋)が、災害ボランティアを目的とした際に通行可となる
8月25日(水)	○土砂が堆積し人力作業が困難な家屋について、災害対策本部へ重機での 作業を要請
8月28日(土)	○むつ市公共施設の一部が新型コロナウイルスの感染拡大により、休館となる○ボランティアセンターについては、継続して活動

日 付	内 容
9月6日(月)	○むつ市関係課と災害復旧支援活動会議
9月14日(火)	○むつ市関係課と災害復旧支援活動会議
9月19日(日)	○国土交通省大臣が小赤川橋落橋・仮橋設置個所を視察
9月21日(火)	○ボランティア派遣対象となる全ニーズの支援を完了
9月30日(木)	○災害ボランティアセンター閉鎖

【災害ボランティアセンター設置の根拠】

(1) 業務委託契約日 : 令和3年8月13日

(2) 委 託 名 称 : むつ市災害ボランティアセンターにおける市民生活復旧支援

事業業務委託

(3) 委 託 期 間 : 令和3年8月13日から10月31日まで

(4) 業 務 : むつ市による災害復旧活動とボランティア活動の調整業務

災害ボランティアセンターのポイント

- 1 新型コロナウイルスの影響により、むつ市及び下北郡内に限られるため、 ボランティアは少ないものと予測していた。
- 2 災害発生時には、本所及び各支所・施設と緊急時の連絡が可能となるよう携帯電話7台を早急に配備したため、被災地域の状況を確認するとともに、報告及び連絡、相談が円滑にできた。
- 職員の中に青森県災害福祉支援チームスキルアップ研修修了者がいた。 また、大半の職員が他県で開設された災害ボランティアセンター(以下 「センター」という。)へ応援派遣された経験があったことから、職員間 での意思統一ができた。
- 4 平時から業務において、むつ市と密接な連携をしていたことでセンター 立ち上げについては、比較的スムーズに業務委託を契約した。
- 5 センターの運営は、会長を本部長、常務理事を総括責任者、地域福祉課 長をセンター長とし、総務班、受付班、マッチング班、ニーズ班、資材・ 車両班を配置し、各班の役割分担を明確にした。
- 6 開設当初から、青森県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会職 員がセンター運営スタッフとして派遣をいただいた。
- 7 報道関係について、情報の複層防止を目的に発信窓口の一本化を図った。
- 8 当該年度に予定されていた一部の地域福祉事業を休業し、センター運営 を優先するよう決定された。

災害時相互応援協定

むつ下北郡内5市町村社会福祉協議会(むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村) 管内において災害が発生し、被災した市町村の社会福祉協議会独自では災害救援活動が十 分に実施できない場合において、むつ下北地域社会福祉協議会相互間の応援を行うため締 結(平成27年6月)した。

本災害においては、本協定のもと発災直後からセンター運営の応援をいただいた。

むつ下北地域社会福祉協議会災害時相互応援協定書

この協定書は、むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の社会福祉協 (以下「むつ下北地域社協」という。) の管内において災害が発生し、被災し た地を有する市町村の社会福祉協議会 (以下「被災地社協」という。) 独自では社 会福祉協議会としての災害教援活動が十分に実施できない場合において、むつ下北 地域社協相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(対象とする災害)

- 第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223 号) 第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法(昭和22年法律第118号) が適用される大規模災害とする。
- ・ 前項に規定する災害のほか、住民生活に甚大な支障が生じる災害で、被災地社協から応援要請がある災害とする。

- 第3条 本協定の円滑な運営を図るため、幹事社協を置く。 2 幹事社協は、むつ市社会福祉協議会とする。また、幹事社協が被災等によりその 事務を遂行できない場合に備え、その事務を代理する社会福祉協議会の順を協議し、
- 幹事社協の役割は、次のとおりとする。
- (1) 被災状況の把握及び第6条に定める応援内容に関する連絡調整
- (2)被災地社協を除くむつ下北地域社協に対する災害教援活動に必要な職員(以下「応援職員」という。)の派遣要請
- (3) 応援職員が行う災害救援活動の情報提供 (4) 青森県社会福祉協議会 (以下「青森県社協」という。) 等との連絡調整
- (5) その他応援のために必要な事項

(連絡窓口等)

- 第4条 むつ下北地域社協は、あらかじめ本協定に関する担当者を決め、むつ下北地 域社会福祉協議会災害時相互応援協定連絡窓口報告書(様式第1号)により、毎年3月末までに幹事社協に提出するものとする。
- 2 幹事社協は、前項の定める連絡窓口をむつ下北地域社会福祉協議会災害時相互応援協定連絡窓口一覧表(様式第2号)にまとめ、むつ下北地域社協事務局に送付す るものとする。
- むつ下北地域社協は、災害が発生したときは、幹事社協を通じ必要な情報を連絡 するものとする。

(応援要請手続)

第5条 応援を受けようとする被災地社協は、災害の状況及び必要とする災害数援活動の具体的内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により幹事社協に

- 対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする
- 前項の応援要請を受けた幹事社協は、速やかに被災地社協を除くむつ下北地域社
- 協と協議し、その結果を被災地社協へ通知するものとする。 3 被災地社協を除くむつ下北地域社協は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第 1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たない。 幹事社協の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、 同項の要請があったものとみなす。 応援要請に基づき派遣される職員の障害保険等の加入手続きについては、派遣元
- の各社会福祉協議会が行うものとする。

(広援内容)

- 第6条 応援内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 応援職員の派遣
- (2) 災害救援活動に必要な備品、資材、機材の提供及び斡旋
- (3) その他応援のために必要な事項
- 応援職員の行う災害救援活動は、次のとおりとする。
- (1) 災害救援活動を行うために必要な情報収集 (2) 災害救援活動を行うボランティア・NPO等のコーディネート (3) 福祉サービスの提供のためのコーディネート支援
- (4) 生活福祉資金特例貸付の支援
- (5) 社会福祉施設等に対する応援要請及び災害救援活動の支援調整
- (6) その他応援のために必要な事項

(応援職員の指揮)

- 第7条 応援職員は、被災地社協の指揮の下に災害救援活動に従事する。
- 被災地社協が指揮不能の場合は、応援職員は、幹事社協の指揮の下に災害救援活 動に従事する。

(経費の負担)

応援に要する経費は、原則として応援する各社会福祉協議会の負担とする。 応援職員を含めた災害救援活動拠点事務所の設置に要する経費は、全国社会福祉 協議会地域福祉推進委員会の「福祉教援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災 害支援制度」等を活用するものとし、申請等の事務は、原則として被災地社協が行 うものとする。ただし、被災地社協がその事務を遂行できない場合は、幹事社協が 行うものとする。

(むつ下北地域社協以外の地域の災害の対応)

むつ下北地域以外の地域の災害への対応については、青森県社協から応援要 請がある場合、本協定を準用する。

(個人情報の取り扱い)

第10条 この協定の実施に関して取得した個人情報は、この協定に基づく活動にの み使用するものとする。

災害ボランティアセンター組織図



災害ボランティアセンター各班の役割

① 総務班

資金、義援金・物資の管理、会計・情報の収集及び発信並びに証明・記録等の事務

② 受付班

- ・ボランティアの受付及び募集
- ・オリエンテーション (活動の 目的や諸注意の説明) の実施





③ マッチング班

- ・被災者からの支援ニーズとボランティア の活動希望を結びつける
- ・ニーズをもとに活動内容を見立て、 ボランティアに活動内容を説明
- ・ボランティア活動報告書に基づき ボランティア活動の進捗状況を踏まえ、 今後の活動展開を検討





④ ニーズ班

- ・電話や来所による被災住民からの ボランティア派遣依頼の受付
- ・ニーズ調査票の作成



⑤ 資材・車両班

- ・資機材及び物資の管理、ボランティアへの受け渡し
- ・ボランティアの活動現場への送迎







情報発信について

【ホームページ】http://mutsushakyo.jp

センターの開設に伴い、本会公式ホームページで 災害ボランティア情報の掲載を開始した。現地で必 要としている支援を適時反映するツイッターの補完 的な役割を担い、ホームページに特設ページを設け て災害ボランティアの活動の有無等の情報をツイッ ターに併せて発信した。



【ツイッター】@mutsu volunteer

情報発信をより迅速にかつ広く発信していくためにツイッターを 活用した情報発信を行った。災害関連に特化したセンター開設時から、ボランティア活動報告を発信し、また、活動動画及び活動画像 等を随所に掲載し、むつ下北から参加いただいた皆様の活動に対す る感謝の気持ちを発信するよう努めた。



【紙媒体】

8月17日、センターの開設日に合わせて、むつ・大畑地区の全紙朝刊に、「ボランティアがお手伝いします!」、「ボランティアを募集します!」のチラシを折り込み広報した。





11

ボランティアの活動状況について

1 ボランティア活動の推移

(1) 災害発生から9月末まで 発災から9月30日までの間は、悪天候を除き毎日ボランティア活動を実施した。

(2) 8月24日から

コロナ禍であったため、センター開設時はボランティア受入をむつ市内(むつ・大畑 地区)に限定していたが、受入をむつ下北郡内の市町村民に拡大した。

2 ボランティア活動者数とボランティア活動件数の推移

月日	曜日	活動 件数	No.	活動地区	活動内容	ボランティア 実働人数
8月17日	火	10	1	大畑町湯坂下	・流木、がれき等の運び出し	5
			2	大畑町湯坂下	田町湯坂下 ・衣類、不用品、家具、家電の運び出し ・ゴミの分別	
			3	大畑町湯坂下	・床清掃 ・畳、家具、家電、災害ゴミの運び出し	10
			4	大畑町湯坂下	・床清掃 ・畳、家具などの運び出し	5
			5	大畑町湯坂下	・家屋周辺の泥だし	5
			6	大畑町湯坂下	・畳、家具、家電、ふすまの運び出し	5
			7	大畑町湯坂下	・畳起こし後の床清掃、消毒 ※VC職員で対応	0
			8	大畑町中島	丁中島 ・冷蔵庫、畳の運び出し	
			9	大畑町中島	・台所、カウンター、床、小上がりの拭き清掃 ・災害ゴミの運び出し	8
			10	大畑町観音堂	・室内清掃、室内消毒 ・可燃ゴミを集積所へ運び出し ・畳、絨毯、家具、流木の運び出し	4
8月18日	水	0			※大雨のためボランティア活動中止 午前7時現在、赤川地区は膝上まで増水	0
8月19日	木	0			※大雨のためボランティア活動中止	0
8月20日	金	5	1	大畑町湯坂下	・畳、家具などの運び出し	14
			2	大畑町新町	・家具などの運び出し ・ゴミの分別	8
			3	大畑町赤川村	・室内の泥だし ・室内清掃、泥水のかき出し ・畳、家具などの運び出し	10

月 日	曜日	活動 件数	No.	活動地区	活動内容	ボランティア 実働人数
			4	大畑町赤川村	・家屋周辺の泥を土嚢に詰める作業 ・家屋周辺の陥没箇所へ土を詰める作業 ・玄関の清掃	10
			5	大畑町湯坂下	町湯坂下 ・畳、家具などの運び出し	
8月21日	土	2	1	大畑町赤川村	・室内の泥だし、水で洗い流し ・家具、家電の運び出し	10
			2	大畑町赤川村	・玄関周りの清掃 ・家屋周辺の泥だし ・泥を土嚢に詰める作業	9
8月22日	日	2	1	大畑町赤川村	・室内の泥だし・室内清掃・タンスの運び出し	7
			2	大畑町新町	・室内の泥だし、水で洗い流し・災害ゴミ等の処理・災害ゴミ、可燃ゴミを運び出し	9
8月23日	月	1	1	大畑町新町	・床の泥だし・物の運び出し・ゴミの分別	5
8月24日	火	2	1	大畑町赤川村	・室内の泥だし ・台所、冷蔵庫の清掃	5
			2	大畑町赤川村	・ゴミの分別、集積所へ運び出し	14
8月25日	水	1	1	大畑町新町	・災害ゴミ等の運び出し ※雨天のためボランティア活動中止 ※VC職員で対応	0
8月26日	木	2	1	大畑町赤川村	・家屋周辺の泥だし	5
			2	大畑町赤川村	・室内の泥だし ・室内清掃、家具の運び出し	16
8月27日	金	0			※ボランティア活動なし	0
8月28日	土	7	1	大畑町赤川村	・台所の床清掃 ・障子、ふすまの清掃	4
			2	大畑町赤川村	・畳、家具、仏壇の運び出し	10
			3	大畑町赤川村	※消防団にて家具の運び出し	0
			4	大畑町赤川村	・ゴミの分別・集積所へ運び出し	13
			5	大畑町赤川村	※危険家屋のためV活動対象外 ※消防団にて対応	0
			6	大畑村赤川村	・屋外の泥だし ・家具、家電の運び出し	7
			7	大畑村赤川村	※消防団にて家具の運び出し	0

月 日	曜日	活動 件数	No.	活動地区	活動内容	ボランティア 実働人数
8月29日	日	4	1	大畑町赤川村	・災害ゴミの運び出し	5
			2	大畑町赤川村	・ゴミの分別・災害ゴミの運び出し	5
			3	大畑町赤川村	・台所の清掃・台所床下収納の泥水除去	5
			4	大畑町赤川村	・小屋、家屋周辺の泥だし ・風呂の泥だし	11
8月30日	月	2	1	大畑町赤川村	・生活通路の泥だし(屋外)	5
			2	大畑町赤川村	・室内清掃	4
8月31日	火	1	1	大畑町赤川村	・家屋周辺の泥だし ・1 階の室内清掃	15
9月1日	水	2	1	大畑町赤川村	・災害ゴミの運び出し	7
			2	大畑町赤川村	・室内清掃 ・ボイラー周り、風呂の泥だし	5
9月2日	木	3	1	大畑町赤川村	・泥だし ・災害ゴミの運び出し	9
			2	大畑町赤川村	・小屋の清掃 ・小屋内の泥だし、流木の運び出し ・生活導線の確保(屋外)	20
			3	大畑町赤川村	・家周辺の泥だし ・室内清掃	6
9月3日	金	3	1	大畑町赤川村	・小屋周辺の泥だし ・小屋までの通路確保 ・災害ゴミの運び出し	12
			2	大畑町赤川村	・家屋周辺の泥だし	13
			3	大畑町湯坂下	・災害ゴミの運び出し ・家屋内の物を運び出し	14
9月4日	土	3	1	大畑町赤川村	※消防団にて床下の泥だし	0
			2	大畑町赤川村	※消防団にて床下の泥だし	0
			3	大畑町赤川村	※消防団にて床下の泥だし	0
9月5日	日	3	1	大畑町赤川村	※消防団にて外の小屋の漂流物撤去	0
			2	大畑町赤川村	※消防団にて床下の泥だし	0
			3	大畑町赤川村	※消防団にて床下の泥だし	0
9月6日	月	0			※ボランティア活動なし	0
9月7日	火	1	1	大畑町赤川村	・家具などの運び出し・室内の泥だし・ゴミの分別	16

月日	曜日	活動 件数	No.	活動地区	活動内容	ボランティア 実働人数
9月8日	水	2	1	大畑町赤川村	・室内の泥だし ・災害ゴミ、家具などの運び出し	20
			2	大畑町赤川村	・家屋周辺の泥だし	8
9月9日	木	0			※雨天のためボランティア活動中止	0
9月10日	金	1	1	大畑町赤川村	・屋内の泥だし ・室内清掃 ・畳の運び出し	40
9月11日	土	1	1	大畑町赤川村	・屋内の泥だし・屋内清掃・災害ゴミの運び出し	31
9月12日	日	0			※雨天のためボランティア活動中止	0
9月13日	月	0			※ボランティア活動なし	0
9月14日	火	1	1	大畑町赤川村	・家屋全体の清掃	13
9月15日	水	0			◎9月14日をもって、ニーズに対するボランティア活動を完了 ・電話応対、事務整理	0
9月16日	木	0			・電話応対、事務整理	0
9月17日	金	0			・電話応対、事務整理	0
9月18日	土	0			・電話応対、事務整理	0
9月19日	日	2	1		※市からの要請で、消防団が床下泥だし VCで資材搬入など対応	0
			2		※市からの要請で、消防団が床下泥だし VCで資材搬入など対応	0
9月20日~ 9月28日		0			・電話応対、事務整理	0
9月29日	水	1	1	大畑町赤川村	※危険家屋のためV活動対象外 ※消防署員、市役所職員にて災害ゴミの 分別、運び出し	0
9月30日	木	0			◎9月30日をもって、むつ市災害ボラン ティアセンターを閉所	
活動件数	合計	62	2		ボランティア実働人数合計(※)	485

^(※) **ボランティア実働人数合計**については、1日に2件以上の現場で活動している場合があるため、ボランティア延べ人数合計とは異なります。

3 応援社会福祉協議会活動件数

月 日	曜日	応援社会福祉協議会	人数	月 日	曜日	応援社会福祉協議会	人数	月 日	曜日	応援社会福祉協議会	人数
8月16日	月	青森県	2	8月26日	木	青森県	2	9月1日	水	平内町	1
8月17日	火	青森県	2			弘前市	1			大間町	1
		東通村	1			板柳町	1			東通村	1
8月18日	水	青森県	4			十和田市	1	9月2日	木	青森県	1
		東通村	1			田舎館村	1			つがる市	1
8月19日	木	青森県	2			佐井村	1			平内町	1
		東通村	1			大間町	1			佐井村	1
8月20日	金	青森県	2	8月27日	金	青森県	1			東通村	1
		佐井村	2			十和田市	1	9月3日	金	青森県	1
		大間町	1			田舎館村	1			つがる市	1
		東通村	1	8月28日	土	青森県	1			平内町	1
8月21日	土	青森県	4			十和田市	1			佐井村	1
		横浜町	1			田舎館村	1			東通村	1
		佐井村	1			佐井村	1	9月4日	土	青森県	3
		大間町	1			大間町	1			つがる市	1
8月22日	日	青森県	2	8月29日	日	青森県	2			平内町	1
		横浜町	1			十和田市	1			三戸町	1
		佐井村	2			田舎館村	1	9月5日	日	青森県	2
		大間町	1			平川市	1			三戸町	1
8月23日	月	青森県	3			野辺地町	1	9月6日	月	青森県	2
		横浜町	1			佐井村	1			三戸町	1
		弘前市	1	8月30日	月	青森県	1	9月7日	火	佐井村	1
		板柳町	1			平川市	1			大間町	1
		佐井村	2			野辺地町	1			風間浦村	1
		大間町	1			佐井村	1	9月8日	水	佐井村	1
8月24日	火	青森県	1	8月31日	火	青森県	1			大間町	1
		弘前市	1			平川市	1			風間浦村	1
		板柳町	1			野辺地町	1	9月10日	金	佐井村	1
		佐井村	1			佐井村	1			大間町	1
		東通村	1			東通村	1			風間浦村	1
8月25日	水	青森県	1	9月1日	水	青森県	2	9月11日	土	佐井村	1
		弘前市	1			平川市	1			大間町	1
		板柳町	1			野辺地町	1	9月14日	火	大間町	1
		東通村	1			つがる市	1	延一	ベ人数	数	124

12 むつ市との連携

センターは、8月10日にむつ市からの設置要請を受け、8月13日に業務委託契約を締結 し、8月17日に旧中島児童館に開設。ボランティアニーズの受付を開始し、支援活動をス タートした。

開設準備から、9月30日のセンター閉鎖までボランティア支援をはじめとする様々な場 面で市の関係各課と連携を図り運営してきた。

「災害ボランティアセンターの設置**〕**

センターの設置については、市担当課である 福祉政策課と検討することとなった。本災害が 大畑地区に限られていたため、子ども家庭課の 協力をいただき旧中島児童館に決定。設置運営 にあたっては、福祉政策課と情報や課題の共有 を図り、状況に応じた柔軟な対応をいただいた。



今後の課題

ボランティア受入のため、一定規模以上の施設及び駐車場が必要であるため、予め、災 害協定を結び、市によるセンター設置場所の選定が必要である。

「災害ボランティアセンターの運営】

被災家屋内は泥が堆積しており、 1件あたり30名を超えるボランティ アの支援が必要となるニーズが多数 寄せられ、市を通じて消防団の派遣 をいただいた。



今後の課題

大規模災害で長期間の支援が必要となる際は、企業や団体などの継続的な協力が必要と なる。消防団が行う支援活動は公務となりボランティア活動とはならない

[粗大ゴミ・土砂]

環境政策課と協議し、粗大ゴミ等を仮置場へ搬入する際は、「災害ゴミ」の表示を貼付けることを 承諾いただいた。

また、土のう袋の搬入場所の指定についても被災場所を考慮いただき、宅前にするなど災害現場ごとに対応を行った。泥が堆積し、ボランティアの人力では難しい災害箇所については、土木維持課にて重機を使用しての対応をいただく。







[トイレの借用]

赤川地区の災害現場では、公衆トイレ及びコンビニエンスストア等が ないことから、現場近くのむつ市下

北自然の家のトイレをボランティア活動期間内に継続して借用いただいた。

今後の課題

ボランティア活動現場に仮設トイレの設置が必要である。

「資機材の保管]

本災害のボランティア活動に必要な資機材の大半は、市内企業並びに福祉団体から寄贈があり使用させていただいた。センター閉鎖後も市と協議の上保管場所を確保し、保管・管理している。

今後の課題

むつ市内は広範囲なため、災害発生現場が点在する可能性もあり、有事にはスムーズな 資機材の運搬が出来るよう、予め保管場所を確保しておく必要がある。

災害ボランティアに登録、活動いただいた皆様

グループ・団体名(順不同)

東北電力株式会社 むつ営業所

東北電力ネットワーク株式会社 むつ電力センター

航空自衛隊第42警戒隊 大湊分屯基地

むつ商工会議所 青年部

リサイクル燃料貯蔵株式会社

東京電力ホールディングス株式会社 東通原子力建設所

株式会社ユーラステクニカルサービス 青森事業所

郵便局長会下北南部会下北北部会

むつ市大湊地区民生委員児童委員協議会

むつ市大畑地区民生委員児童委員協議会

株式会社青森銀行 むつ支店

株式会社青森銀行 大湊支店

大畑町商工会 青年部

下北地域広域行政事務組合消防本部

ライオンズクラブ国際協会332-A地区

むつ市体育協会

協同印刷工業株式会社

有限会社マルコウ水産

連合青森下北地域協議会

特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワークひろば

東奥日報下北方部会

一般ボランティア 79名

| 4 センターの運営を支援していただいた社会福祉協議会の皆様

県内社会福祉協議会(順不同)								
青森県社会福祉協議会	板柳町社会福	a祉協議会	弘前市社会福祉協議会					
野辺地町社会福祉協議会	十和田市社会福祉協議会		横浜町社会福祉協議会					
つがる市社会福祉協議会	三戸町社会福祉協議会		平川市社会福祉協議会					
田舎館村社会福祉協議会	平内町社会福	a 社協議会						
災害時相互応援協定に基づくむつ下北地域社会福祉協議会(順不同)								
大間町社会福祉協議会		風間浦村社会福祉協議会						
東通村社会福祉協議会		佐井村社会福祉協議会						

15

物資を御提供いただいた皆様

ライオンズクラブ国際協会332-A地区

アールテック株式会社

むつライオンズクラブ

株式会社東京堂

住友生命保険相互会社 青森支社

明治安田生命保険相互会社 青森支社

ENEOSグローブエナジー株式会社

松宮群子 他有志

青森ライオンズクラブ

NPO法人青森県防災士会 むつ支部

株式会社青森銀行 むつ支店

むつフレンドリークラブ

16 災害ボランティア活動風景



畳の運搬作業



畳の運搬作業



水害ゴミ分別作業



水害ゴミ分別作業



24 むつ市災害ボランティアーセンター活動報告書







室内清掃作業





室内清掃作業



多くのボランティアの皆様にご協力いただきました。



『連携・協働で取り組む復興支援』

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 地域福祉課 課長 當 麻 千 佐

令和3年台風第9号による豪雨により、むつ市や風間浦村などが大きな被害を受けました。県社協では、発災後、むつ市に先遣視察として職員を派遣し、被災状況の把握や災害ボランティアセンターの立ち上げ支援を行いました。

先遣派遣時、むつ市社協から応援派遣の要請があったことを受け、「青森県防災ボランティア情報センター(設置者:青森県)」と連携しながら、県社協に「青森県福祉救援ボランティア活動本部」を設置し、市町村社協の応援職員派遣調整等による運営支援を行いました。

応援派遣は、8月16日の災害ボランティアセンター開設日に併せて県社協職員を 2クール派遣し、その後のクールは、県社協と市町村社協の混合チームで、9月6 日まで派遣を行い、派遣職員は22日間でのべ24名となりました。

支援活動を行う中では、市町村社協職員間での横のつながりも生まれており、個々の職員のモチベーションの向上や各市町村社協が行う災害ボランティアセンターのあり方等を考える機会となっています。

また、県社協では、令和3年4月に「青森ライオンズクラブ」との災害協定を締結しており、むつ市災害ボランティアセンターへ資機材や収納用のプレハブ、簡易トイレ等を提供していただいたこともボランティア活動の大きな力となりました。

一方、コロナ禍での被災ということもあり、むつ市災害ボランティアセンターでは、地元消防団を始め民生委員・児童委員、地元企業、近隣の友人、知人の方々がボランティア活動を行っていました。活動においては、被災住民とボランティアがお互いに労い励まし合いながら活動を行う場面も見られ、身近な地域住民同士が助け合い、支え合いながら災害を乗り越え復興に向かおうとする地域の底力を感じました。

加えて、むつ市社協職員が日頃の社協活動等を通じ、地域住民のことをよく把握しており、折に触れて声掛けや見守りを行っていたことは、被災者の方々にとって心強かったのではないでしょうか。

未だ収束を見せないコロナ禍における災害時には、地元関係者が主体となった「協働型災害ボランティアセンター」の運営が主流となってくると思われます。

今後は、この度の災害経験を踏まえ、地域の力を活かした地域福祉活動支援を行っていきたいと考えています。

社会福祉法人 大間町社会福祉協議会 事務局長 林 誠

令和3年8月豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞い申し上げますととも に、これまでのむつ市社協の皆様のご尽力と奮闘に、心から敬意を表します。

さて、大間町社協では平成27年6月26日締結した、『むつ下北地域社会福祉協議会 「災害時相互応援協定」』に基づきむつ市社協より応援要請をいただき、むつ市災害 ボランティアセンターに職員の派遣を行いました。

大間町から災害ボランティアセンターが設置されたむつ市大畑地区までは、通常では車で約40分ほどで到着するところですが、派遣初日、豪雨による土砂崩れの影響で国道279号線の一部区間が通行止めとなったことから、大畑地区とは逆方向となる佐井村を経由して県道46号線(かもしかライン)を通り、さらに川内、むつ市を経由し約2時間かけようやく到着することができました。

現地では、同じく派遣された青森県社協職員及び県内市町村社協職員と共に、災害ボランティアセンター業務運営に携わりました。6日間の派遣ではありましたが、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成など災害時を想定した準備、整備の重要性を改めて痛感致しました。

近年、全国各地で大規模な災害が発生しておりますが、私たちが住む下北地域は 災害が少ない地域だと過信していたこともあり、このように被災地域へ直接出向き 被害状況を初めて目にしたときのショックと驚きは忘れられません。自然災害はい つどこで起こりうるかわからないと改めて感じさせられました。

今回の豪雨災害を受け、今後は災害時の福祉的支援がより迅速かつ円滑に行えるよう、町との災害時支援協定を締結するなど大間町社協として体制整備を図りたいと思いました。

社会福祉法人 東通村社会福祉協議会 事務局長 石 田 馨

今回発生した台風9号は8月9日に温帯低気圧に変わり、断続的に降り続いた大雨の影響により、河川・水路の氾濫、道路の冠水、道路被害、橋の崩落、生産施設被害、店舗・事業所被害、家屋被害など多数の被害が発生しました。

この豪雨災害により、むつ市では大畑地区を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生しました。

また、むつ市だけでなく、風間浦村下風呂地区も一時孤立し、北通りへ向かう国 道279号線も一部道路の片側交互通行が続くなど、今回の災害は、下北全体を巻き込 んだ大規模災害となりました。

特に甚大な被害が発生した大畑地区では、国道279号線の小赤川橋の崩落、海峡 サーモンの幼魚施設の損壊、イチゴ畑の冠水、一般住宅の浸水などであり、今まで 経験したことのない災害であると感じました。

むつ市社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを8月17日から9月30日 までの期間で大畑地区の旧中島児童館に設置し対応にあたりました。

このような災害は、むつ下北において誰もが経験したことのない出来事であり、より迅速、且つ効率的なボランティア活動のサポートが求められ、社会福祉協議会・民間ボランティア・行政との情報を共有し連携する必要があり、事前準備が必要になると思われます。

また、社会福祉協議会は、平時から民間ボランティアの確保と育成に努める必要性を感じました。

被災者の中で、夏秋イチゴを育てるあべファームもイチゴ畑が冠水し、大打撃を 受けた時の心境が「畑が冠水したときは心が折れそうになりました。」とコメントを 残しておりました。

このように、多くのボランティアに助けられ、彼の心を突き動かしたことにより、 11月7日第53回東通村産業まつり収穫感謝即売会の出店業者として参加されており、元気な姿を目の当たりにし、私自身が感動を覚えたところです。

また、3月15日むつ来さまい館会議室において災害ボランティアセンターの運営 等に関する協定準備会議が開催されました。

この会議では、今回の災害をもとに一般社団法人むつ青年会議所様が災害ボランティアを通じ、連携したい旨の申し出があり、むつ下北地域5市町村社会福祉協議会と災害時協力協定調印式を行う運びとなりました。

今後においてもむつ下北地域5市町村社会福祉協議会及び5市町村が一丸となり 災害時には、早期復興に向け協力連携して行けたらと感じました。

『むつ市災害VC活動報告』

社会福祉法人 風間浦村社会福祉協議会 事務局長 佐 藤 恵 一

小赤川橋崩落の一方を受けたのは、8月10日早朝、同僚から送られたSNSの画像によるものでした。

私は風間浦村出身ですが、当時から、むつ市に住み風間浦村の職場まで通勤しています。橋の崩落や国道への大規模な土砂崩れ、そのことによる赤川、下風呂地区の孤立など、次々に明らかとなる甚大な被害を知り「これからどうなるのだろう。」と途方に暮れていました。

8月12日、安全だという確信は持てなかったものの、川内・佐井村を経由して出勤することが出来ました。通常1時間の通勤時間ですが、走り慣れないこともあり2時間半を要しました。

下風呂地区に入り、支援活動が出来るようになったのは、易国間~下風呂間が目的や時間限定で通行できることになった8月21日以降のことでした。その際には、むつ市災害ボランティアセンター(以下、むつ市災害VC)からショベルや土のうスタンドなどをお貸しいただき、大変助かりました。

私が、むつ市災害 V C のお手伝いに行けるようになったのは、村内が多少落ち着いた9月7日のことでした。センターのスタッフは、日頃から顔を合わせている「むつ下北地域社協」の皆様方で、不安なくお手伝いすることが出来ました。

このたび、むつ下北地域5社協と一般社団法人むつ青年会議所が災害時の協定を 結ぶこととなりました。今後もこれまでの繋がりや新たな人脈を大切にしながら、 地域に貢献出来たらと考えています。

最後に、1日も早い地域の復興と安全対策の充実を願うとともに、住民への寄り 添いを大切にしている貴社協の皆様のますますのご活躍を祈念いたします。

社会福祉法人 佐井村社会福祉協議会 事務局長 若 山 明 生

令和3年8月の青森県豪雨災害で被災されました皆様にお見舞い申し上げます。 むつ下北地域社会福祉協議会は、大規模災害により甚大な被害が発生した場合、 「災害時相互応援協定」を5市町村社協で締結、相互支援の精神により、地域福祉を 推進する社協の特性を発揮して救援活動を行うこととしています。

この度の豪雨災害では、青森県社協の支援のもと、むつ市災害ボランティアセンターの運営を支援する活動をしてまいりました。甚大の被害を目の当たりにして、状況に応じた支援体制をつくること、暮らしと町が落ち着きを取り戻していくための支援がどうできるかを考え、被害の規模にかかわらず困難さを抱えた方に目を向けるよう努め、お互いの状況を理解し合いながら相互に支援していく大切さを考え活動を行ってまいりました。常に「誰の、何のための支援か」という支援を保ち、人を信じ、尊敬し合うこと、そして住民が自ら動くことを後方から支え、日頃から地域と向き合い、住民との対話を続けているむつ社協の活動が、災害ボランティアセンターの運営という予期せぬ場面でも発揮されたのだと思います。

コロナ禍の中で人の動きも制限され、また猛暑の中ボランティアとして協力いただいた住民の方や企業、他団体と協力し連携を取りながら一緒に活動を行い、朝早からミーティングが始まるセンター運営において、ボランティア活動の支援、熱中症等を予防するために活動や作業を終えて帰って来た方の健康チェック、うがい場や泥落としなどの衛生面の支援、施設内掃除など感染防止対策を行いながら運営してまいりました。参加した皆様にボランティア活動の経験や知識のない私たちに、細やかな気遣いやアドバイスを頂戴しましたことに対し心より感謝申し上げます。この経験が私たち社協にとっては大きな財産となったであろうし、次に災害が起こった際にも今回の経験を活かすような活動を行っていくことを考えています。

最後に復興に向け毎日頑張っておられる方々に敬意を表しますとともに、一日も早い復興を願うものです。



「むつ市・風間浦村豪雨災害」ボランティアにて

東北電力株式会社 むつ営業所 米 **澤 智 憲**

年明けて2本目の仮橋着工が始まるなか、先ずはこの豪雨災害にて被災されました 方々へ改めてお見舞い申し上げます。ならびに、災害ボランティアセンターを運営さ れた社会福祉協議会の皆さま、お疲れさまでございました。微力ではございましたが、 東北電力社員として災害復旧に参加させていただいたことは貴重な体験となりました。

最初の参加は8月11日、崩落した小赤川橋の孤立側にて、自衛隊の方々と共に水・食料を手渡しリレーするものでした。まだ崩落した橋に土のうを階段状に敷いて命綱を掴んで渡っている状況です。我々はヘルメットに手袋・長靴で参加しましたが、既に復旧に臨んでいた消防署員はヘルメットにライフジャケット、安全帯のフル装備でした。受入側の体制がまだ未確立で仕方もありませんが、「推奨服装・装備を事前連絡」していただければもっと貢献できたかと思います。

水・食料の手渡しリレーでは自衛隊員との体力差に圧倒されましたが、別日には浸水家屋の泥出しにも非番の自衛官がボランティア参加されておりました。休みも関係なく復旧に参加してくださる自衛隊員はまさに日本の誇りでございますが、組織で復旧対応するところには、休日は休息をとってもらうよう、平時に意思疎通しておくべきかと思います。

浸水家屋の泥出しに従事して感じたのが「家主が誰なのかよく分からない」「どう手を付ければいいのか不明」なことでした。何度かは班のリーダーとなりましたが、家主は家主で家屋の整理でどこかに行ってしまって連絡がとれず、泥にまみれた家財を廃棄扱いしていいのか判断をためらうことがありました。結果、明らかに手をつけていいものに人が集まり、手の空いている人や手つかずの場所・家財がありました。被災者との窓口、現場の俯瞰役が必要かと思います。社会福祉協議会も人員に限りがあるでしょうから、地元の民生委員等であれば、顔も通じているでしょうし、年齢的にも俯瞰役に適任かと思います。平時に交流のない者達を効率よく機能させる為には強固な指揮命令系統が必要ですから、リーダー役の選任には今後検討をお願いしたいと思います。

宮下むつ市長・冨岡風間浦村長とお話しする機会もありましたが、未だ復旧途上のなか、既に降雪期の倒木・斜面崩落のことを懸念されておりました。次期「下北地域公共交通網形成計画(2025~)」では、今次災害復旧での意見・反省を反映した、柔軟で有機的な公共交通体系が計画されることを期待いたします。

浸水家財の整理手伝いでは廃棄やむなしの有様でしたが、最後まで残ったのは泥まみれのアルバム、ものは流されても人の想いは流されぬこと、改めて知りました。小赤川橋そばの「幻の大間鉄道」アーチ橋も取り壊されましたが、新たに人の想いを、笑顔を積み重ねていくことは出来ましよう。東北電力社員として、そのお手伝いが続けられれば望外の喜びでございます。



株式会社ユーラステクニカルサービス

青森事業所 新 堂 寿 幸

まさか、こんなに身近な場所で今回のような災害が起こることを考えたことがなかったです。実際に活動場所に行くと、川から流れてきた大きな流木が川のわきに山のように積み上げられ、家の中は土砂が流れ込み、壁が内側から外側に向けて押され

ているのをみて、土砂が流れこんできたときの状況を想像すると、本当に恐ろしいと思いました。活動内容は、泥の回収や、屋内の清掃でした。作業はかなりハードでしたが、被災した方々の気持ちを考えるとつらく、少しでも役にたてるように頑張ろうと思いながら作業していました。被災された方はつらく、かなしく、やりようのない気持ちだとはおもうのですが、活動している私たちに気遣ってくれ、逆に元気をもらいました。初めて、ボランティア活動をしましたが、良い経験ができたと思っています。



株式会社ユーラステクニカルサービス 青森事業所 **相 馬 大 河**

今回、初めてボランティア活動に参加させて頂きました。 被災された地域は私の想像の何倍も被害が大きく、思わず混 乱しそうになりました。私自身が同じような立場に立った時は 恐怖と悔しさのあまり、寝られずに気持ちの悪い朝を迎えてし

まうのではないでしょうか。そんな中、被災された方々と助け合いながら交流し、ボランティア活動を通して少しでも安心してもらいたいという思いで、スコップを握りました。地域の人と助け合う喜びを感じ、貴重な体験をすることができました。



株式会社ユーラステクニカルサービス 青森事業所 石 山 伸 孝

災害ボランティアに参加したことはなかったですが、地元と 共存する企業の使命として参加をさせて頂きました。

被災された家は酷い状況であり、その悲惨さを肌で感じました。

一方、地元の方々は気丈に振舞っている方が多く、ある方からはお礼に缶コーヒーを頂く等、私たちの活動に対して感謝を頂きましたが、被災された方々は内心苦しいだろうに、と案じずにはいられませんでした。ボランティアを通じて、地元の方とお互いを思いやることの大切さを改めて実感することができました。



『善意の連鎖が広がる優しい地域社会へ』

郵便局長会 下北南部会下北北部会 むつ関根郵便局長 吉 井 公 博

令和3年8月に発生した下北地方豪雨災害において被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。未だ復興の途中であり先の見えない状況でありますが、今後も支援を継続していきたいと思っております。

さて、郵便局長会ではボランティアセンター開設の報を受け、期間中延べ36名が 災害ボランティア活動に参加させていただきました。

ここ数年、日本各地では自然災害が多数発生している印象ですが、むつ市に住む 私としては「各地で自然災害が発生しているが、むつ市は平和だな」という地元に 対する安心安全のイメージが、この災害を経験し、私はもちろん、他の下北地域に お住まいの方々も自然災害は他人事ではなくなったのではないでしょうか。

災害ボランティア活動を経験して今思うことは「ボランティアは善意の輪が連鎖し優しい地域社会へと導く素晴らしい活動」であるということです。災害ボランティア活動では初日から数日は同じ被災者宅の家財運び出し、泥出しや清掃活動の他、災害ゴミの仕分けなどを担当しました。初日訪問した際は、大破した窓や、室内の壁の腰の高さまである汚れを目の当たりにし、暗い表情をされている被災者にかける言葉も見当たらず、黙々と作業を実施していました。災害による被害は目に見えるような物理的なものにとどまらず、精神的なダメージが大きいと痛感したわけですが、何度か活動し、お話しさせていただいているうちに被災された方もだんだんと笑顔になり、元気を取り戻したように思えました。

清掃が終了した最終日は深々と笑顔で頭を下げられ、参加したメンバーと一緒に きれいになった家を見回しながら喜びました。

災害復興にはお金がかかります。しかし、お金だけかけるのではなく、被災者に 寄り添った復興活動を支援するにはやはり、被災者に直接お会いし一緒に汗をかく 活動が重要であり、援けた人、援けられた人がまたいつか誰かを助ける。そういっ た優しい社会がこの先もボランティア活動を通じて広がるといいですね。

災害ボランティアセンターの課題と今後に向けて

むつ市地域防災計画では、「災害が発生した際は、むつ市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを速やかに設置する。」と規定していたが、本会にあっては、センターの設置は初の試みとなり、被害への対応やセンター運営に戸惑いを感じながらの準備となった。

センター設置の準備を進めるなかで、被災地へいち早く駆けつけていただいた青森県社会福祉協議会、八戸学院大学短期大学部の鳴海孝彦先生からの的確なアドバイスを受け、センター設置に向けた本格的な準備作業が始まった。

しかしながら、拠点なるセンターを閉館となった児童館に決定したことから、拠点で使用する電気、電話、水道等の契約手続き及び資機材の確保に時間を要することとなり、ボランティアの皆様には何日間かお待ちいただくこととなってしまった。

開設当初から、コロナ禍であるためボランティアの受入を市内のむつ・大畑地区に限定したことから、人員が不足し、ボランティア活動が継続して提供できるか不安もあったが、予想を超える多くのボランティアの皆様に活動していただいた。

これを可能にしたセンター運営は、むつ市を始めとする青森県社会福祉協議会、青森県内市 町村社会福祉協議会、地域住民の皆様、むつ下北地域の応援社会福祉協議会、ボランティア団 体の皆様の手厚い御支援があってのものである。

このたびのセンターの運営課題と、今後の地域福祉活動に向けて次のとおり方向性を取りまとめた。

1 地域との連携

災害直後に被災地区の町内会長には連絡を取り、ボランティア支援を行うことを伝えた。ボランティア活動にあたっては、ボランティアニーズの間取り調査、派遣等に積極的に御支援をいただいた。

また、町内会からはセンターからの連絡事項の伝達や広報、集会所もボランティアの休憩場所として、御提供いただく。

<今後に向けて> 平時からの地域住民との関係づくり

- 地域福祉の推進にあたり、連合町内会等の連携をこれまで以上に深めるため、情報 交換の場を設ける。
- 災害時の社会福祉協議会が設置運営するセンターの機能と役割を周知する。
- 本災害を契機に関心が高まった生活支援体制整備事業「むつ市ささえあいマップ」 を配布する。

2 地域福祉団体及びボランティア団体との連携

コロナ禍ではあったが、むつ下北地域から多数のボランティア団体に御参加いただいた。 しかしながら、災害ボランティア活動の終盤は平日の受付件数が減少してきたことから、センターからボランティア団体に電話連絡を取り、「明日、活動いただけないでしょうか。」と活動要請をすることとなった。

本災害では、センター運営の情報発信をTwitterを使用しての情報発信が主となったが、常にボランティア要請を始めとする最新情報の更新が求められた。

<今後に向けて> 災害時の各福祉団体等との連携

- センターには多くの団体が関わることとなるため、情報共有や研修会の場を設ける。
- 本災害を契機に、「災害時応援協定(人員の派遣、資機材の提供など)」の申し出を いただいた。これを含め、災害時の協力体制を積極的に推進する。
- また、平時からの連携に加え、災害時の連携方法について検討会を開催する。

3 むつ市との連携

本会では、むつ市と災害時の協定を結んでいなかったため、センターの設置場所について手間取った。本会は設置場所の候補として、大畑町体育館を要望したが、他団体の使用申請がされているとの理由で、閉館した旧中島児童館がセンター設置場所に決定された。

設置場所となった児童館は閉館施設であったことから、清掃や光熱水道の申し込みからの準備となり、センター開設まで日数を要することとなる。

主管課である福祉政策課には、災害支援会議への出席や職員のボランティア派遣など多くの支援を受けたことから、約2か月にわたり市全体の対応状況について情報共有することができた。

<今後に向けて> 市・県との連携強化

- センターの開設場所(駐車場含)については、災害時協定を締結のうえあらかじめ 規定する。(閉館施設を除き、決定が望ましい)
- センター運営に関しては、平時からむつ市と本会の役割を明確にし、防災訓練に積 極的に参加する。
- 大規模災害時には、青森県との連携の重要性を深く認識し、青森県社会福祉協議会 を窓口としながら、青森県との連携も確認していく。

4 災害ボランティアセンターの運営について

本災害でのセンターは、小赤川橋が落橋し、被災現場へ車両が通行できないこと、コロナ禍での災害対応となったことから、センター運営マニュアルで想定した運営ができなかった。

特に、災害発生直後は落橋のため、被災現場の調査及び災害支援が遅れることとなり、また、 センターから遠方であったこと、駐車スペースがない等の理由によりボランティア送迎をする こととなった。

マニュアルでは、センター設置直後にニーズ受付及び被災調査を行うようになっていたが、 被災地域においてボランティア活動の時差が生じることとなり、派遣調整の難しさを痛感する こととなった。

事業報告書の作成に当たり、ボランティア受入人数及び活動件数等の集計作業を改めて行ったり、活動写真の収集を行うなど記録整理の業務が不足していた。

<今後に向けて> 柔軟に対応可能な災害ボランティアセンター運営

- 総務班(予算執行)による全体調整を行うための事務体制の構築
- 活動写真の記録及び統計数字の管理を行う、記録担当職員の配置
- センター運営マニュアルの改定

結びに

令和3年8月9日の豪雨災害により、むつ市大畑地区は未曾有の災害を受けました。

災害発生から2日後の8月11日にむつ市当局から災害ボランティアセンター設置について 要請があり、拠点となる設置場所の検討から立ち上げの準備作業に入りました。

発災後から、あらゆる場面で即断・即決が求められる中で、災害ボランティアセンターの立ち上げと運営については、市当局と連携は勿論のこと、青森県社会福祉協議会の運営全般にわたり絶大なる御支援をいただいたことで十分な活動を行うことができました。改めて、青森県社会福祉協議会の皆様に感謝申し上げます。

振り返りますと、設置日から災害ボランティアセンターに駆けつけ、ボランティア活動をいただいた皆様、被災地で困っている要支援者ニーズを調査いただいた民生委員児童委員の皆様、運営にあたり様々な側面から御支援御協力をいただいた各種団体や市民の皆様等、実に多くの皆様のお力があっての運営でした。それぞれが自身のできること、やるべきことを行い、それが合わさり大きな力となる。まさにむつ市の地域力を実感したところであります。今回の災害ボランティアセンター運営にあたり関わってくださったすべての皆様に、この場を借りて厚く感謝申し上げます。

結びに、本会といたしましては災害ボランティアセンターの経験を踏まえ、人と人との絆を 大切に「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本に、さらなる地域コミュニティの 構築に向けて、今後の活動を展開すべく「第二次地域福祉活動計画」を令和2年に策定したと ころであり、御協力をいただいた皆様に恥じることのないよう、より一層努力して参る所存で ありますので、むつ市の復興を見守っていただきますようお願い申し上げます。

むつ市災害ボランティアセンター従事役職員名簿

令和3年8月

	常務理事	石 野	了			
	参事	渡 部	章 一	参事	東	隆 行
	副参事	芳 賀	保	副参事	室 舘	篤
総 務 課	課長	渡 部	章 一	主任主査	美 馬	めぐみ
	事務員	笠 島	和歌子			
地域福祉課	課長	二本柳	雅大	主 査	菊 池	清 隆
	主 事	若 佐	祥 子	事務員	阿部	佳 代
生活支援課	課長	室 舘	篤	主任主査	田中	喜 子
	主 事	池田	壮	臨時職員	圓 山	清 庸
	臨時職員	佐 藤	俊 幸	臨時職員	渡 邊	元 顯
	臨時職員	友 江	一之	臨時職員	畑中	裕 一
	臨時職員	佐 藤	勝久			
川内支所	支 所 長	東	隆 行	主任主査	木 下	有紀子
大畑支所	支 所 長	中 嶌	美 紀	事務員	鈴木	健 司
脇野沢支所	支 所 長	東	隆 行	主任主査	木 下	有紀子

むつ市災害ボランティアセンター活動報告書

発行日 2022年8月31日

発行元 社会福祉法人むつ市社会福祉協議会

むつ市中央一丁目8番1号

電話 0175(33)3023 FAX 0175(23)5093

e-mail shakyo624@mutsushakyo.or.jp

印 刷 協同印刷工業株式会社

